

3. 次期認証評価に向けての本学の課題

3-1 評価基準の内容について 評価基準・項目をどう考えるのか

本稿では 2009（平成 21）年に行われた財団法人大学基準協会による点検・評価項目（同年 9 月 15 日付）を出発点として、そこで示された各評価基準・項目と PDCA サイクルの関係について述べる。

大学基準協会による 2009（平成 21）年の見直しでは、従来設けられていた 15 の評価基準を 10 に削減しつつ、各評価基準の下に複数の評価項目を設けることによって、全体的に評価項目・基準のスリム化と体系化が図られていると主張されている。だが、評価基準・項目は教育・研究・経営など多岐にわたっており、評価項目が合計 45 項目あるなど、なお煩瑣であると判断せざるをえない。

それぞれの評価基準・項目について定期的に PDCA サイクルをまわしていくのは、本学の限られた人的資源を大きく消耗する恐れがあるだろう。また、下記の評価基準・項目のすべてが年度ごとに PDCA サイクルをまわしていかなければならない性質のものとは限らない。

そこでまず、下記の評価基準・項目のなかから、PDCA サイクルの考え方になじまないもの、すなわち、一度 PDCA の過程を経れば十分なものなどを除き、定期的な PDCA サイクルの考え方になじむものを抽出する必要がある。そして、そのなかから本学でとくに PDCA サイクルをまわしていくべき評価基準・項目を明らかにすべきであろう。

以下、大学基準協会による点検・評価項目を列挙し、評価基準ごとに定期的な PDCA サイクルの必要性について検討していく。

1 理念・目的

- 1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
- 2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。
- 3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

上記のうち、1)と 2)は一度対策が施されたならば、原則として 2 度目以降の PDCA サイクルは必要ないとする。しかし、新たな学部・学科を設立したときには検討・確認が必要となるだろう。また、3)の検証の結果、理念・目的が時代の要請に対して適切でない判断された場合、1)と 2)についても再検討が必要になるだろう。

結局、定期的な PDCA サイクルの対象となるのは 3)のみということになる。

2 教育研究組織

- 4) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。
- 5) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

4)は一度検討と確認が行われれば定期的な PDCA サイクルに乗せる必要はないだろう。ただ、5)

の検証の結果、教育研究組織の適切性に疑いが生じた場合には 4)についても再検討が必要になるだろう。

結局、定期的な PDCA サイクルの対象となるのは 5)のみということになる。

3 教員・教員組織

- 6) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
- 7) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
- 8) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
- 9) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

6)は一度検討と確認が行われれば定期的な PDCA サイクルに乗せる必要はあるまい。7)から 9)の定期的な PDCA サイクルの対象となるだろう。

4 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 10) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。
- 11) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。
- 12) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。
- 13) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

10)～12)については一度検討と確認が行われれば定期的な PDCA サイクルに乗せる必要はないだろう。ただ、13)の検証の結果、その適切性に疑義が生じたときに再検討が必要となるだろう。

結局、定期的な PDCA サイクルの対象となるのは 13)のみとなるだろう。

教育課程・教育内容

- 14) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- 15) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
- 16) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。
- 17) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

14)～16)については一度検討と確認が行われれば定期的な PDCA サイクルに乗せる必要はないだろう。ただ、17)の検証の結果、その適切性に疑義が生じたときに再検討が必要となるだろう。

結局、定期的な PDCA サイクルの対象となるのは 17)のみとなるだろう。

教育方法

- 18) 教育方法および学習指導は適切か。
- 19) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

18)、19)とも一度確立したら定期的な PDCA サイクルに乗せる必要はないだろう。ただ、学部・学科の新設など、これらの因子が変化すれば再検討が必要になるだろう。

成果

- 20) 教育目標に沿った成果が上がっているか。
- 21) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

年度により学生の質が変化する以上、20)、21)とも定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。

5 学生の受け入れ

- 22) 学生の受け入れ方針を明示しているか。
- 23) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。
- 24) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- 25) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

22)については、原則として一度定められればしばらく再検討の必要はないだろう。23)、24)は年度ごとに入試状況などが変化するので定期的な PDCA サイクルの対象となる。25)は 23)について定期的に検証を行っているかということを確認しているが、要するに「検証していることを検証しているか」という意味になるので 24)のうちに含めてもよいと考える。

6 学生支援

- 26) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。
- 27) 学生への修学支援は適切に行われているか。
- 28) 学生の生活支援は適切に行われているか。
- 29) 学生の進路支援は適切に行われているか。

26)については一度定められれば、しばらく再検討の必要はないだろうが、27)～29)については、年度により学生を取り巻く社会状況が変化するゆえに定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。

7 教育研究等環境

- 30) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。
- 31) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。
- 32) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。
- 33) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。
- 34) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

30)は方針が一度定められればしばらく再検討の必要はないだろう。31)、32)、33)は条件整備が整わないうちは定期的な PDCA サイクルによって改善を図っていかなければならないが、ある程度条件が整備されたと判断できた段階で、外的状況の変化が認められるまでサイクルを止めてもよいだろう。34)は定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。

ただ、本評価基準については大学よりも法人の管轄と思われる部分もあるだろう。

8 社会連携・社会貢献

- 35) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。
- 36) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

35)は方針が一度定められればしばらく再検討の必要はあるまい。36)は定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。

9 管理運営・財務

管理運営

- 37) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。
- 38) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。
- 39) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。
- 40) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

37)、38)は方針が一度定められればしばらく再検討の必要はあるまい。39)は条件整備が整わないうちは定期的な PDCA サイクルによって改善を図っていかなければならないが、ある程度条件が整備されたと判断できた段階で、外的状況の変化が認められるまでサイクルを止めてもよいだろう。40)は定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。

ただ、以上の評価項目については大学よりも法人の管轄と思われる部分もあるだろう。

財務

- 41) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。
- 42) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

41)、42)とも定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。だが、これらの評価項目については大学側というより法人側の管轄と考えられる。

10 内部質保証

- 43) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。
- 44) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。
- 45) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

43)は定期的な PDCA サイクルにより検討・確認が行われなければならないだろう。44)、45)は一度整備されたならばしばらく再検討の必要はあるまい。

以上の検討事項をまとめると、大学側で定期的な PDCA サイクルにより常に検討・確認が行われなければならない評価項目は、3)、5)、7)、8)、9)、13)、17)、20)、21)、23)、24)、27)、28)、29)、[34)、36)、[40)、43)の 18 項目となる。

(担当：中島委員)

3-2 評価の体制について

1) 認証評価に対応するためには学内各機関がそれぞれの業務について自己点検・評価を行い、PDCAを「回す」ことが必要である。

そのためには普段から資料の収集・整備を行い、普段から担当部分についての検討をすすめていく必要がある。それに基づいて情報公開に対応した年報（白書）の発行を、法人の行う事業計画・事業報告とは別に、大学として行うことが必要である。これまでの白書よりも頁数を減らし、その年に取り組んだ課題を中心に記述する。

このためには各部署の分掌規程に資料の整備と自己点検評価を行うことを業務として掲げることとする。事務部門だけでなく教員の組織についてもこれに準じて取り組むこととし、毎年、前年度の活動について整理し、自己点検評価を行うものとする。大学の発行する年報(白書)は、これらの資料をもとに、大学全体の活動の概要を示すとともに、点検評価を行うものとする。

2) 現在の分掌規程では、白書や認証評価に必要な事項の全部が明確に各部署で分担されているとは言い難い状況である。たとえば総合研究所運営委員会の役割を学内の研究活動全般に広げることなど、認証評価の課題に沿って分掌規程の見直しをすることが必要である。

上記の作業を進めるにあたって、大学基準協会の評価基準10項目および本学独自項目の研究と国際交流について、対応する自己点検評価の体制を確立する。分担については検討が必要であるが、関連する部署を下記に掲げた。それぞれ対応する部署で、認証評価に必要な事項を受け持つこととする。なお、大学院の自己点検評価については別途大学院運営委員会で検討されたい。

項目	担当部署
理念・目的	学長室、教務教育委員会、教育開発センター
教育研究組織	教務部長、教務教育委員会、教務課
教員・教員組織	学長室、学務課
教育内容・方法・成果	教務教育委員会、教育開発センター、各学部学科、学長室
学生の受け入れ	アドミッションセンター、入試委員会、入学課
学生支援	学生生活委員会、学生部
研究	総合研究所、研究推進課、各学部学科
教育研究等環境	教務教育委員会、学務課、研究推進課
社会連携・社会貢献	研究推進課、理科教育センター、広報部、事業部
国際交流	国際交流センター
管理運営	学長室、学務課、総務部、財務部
内部質保証	自己評価運営委員会、総合企画室

3) PDCAについてはすべての項目について同時に進めるのではなく、重点的に進める。上記の12の分野について、それぞれの間重点的に推進してきたもの、次の認証評価で取り上げるべきものを決める。また、これまで進めてきた改革についても、PDCAサイクルの中に位置づける。PDCAサイクルについては、より長期のサイクルや短期のサイクルを否定しないが、おおむね2年を一期として考えることとする。これは現在の多くの委員会の委員の任期が2年であること、余り長期にわた

る計画では継続して関わる委員や職員が少なくなることで、PDCAの全体を見渡して進めることが困難になることなどによるものである。

はじめにその期の課題を定め（P）、1年を通して実施する（D）。次の年度の初めに、1年目の活動を振り返り（C）、2年目を通して当初の課題をよりよく実現するための活動を進める（A）。これが基本的なPDCAサイクルとなろう。もちろん、途中で新しい課題が浮かび上がってくることもあるだろうし、当初の課題を大幅に修正する必要が生まれることも考えられるが、できるだけPDCAの流れの中で位置づけ説明する努力を行う。

PDCAを「回す」ためには、出発において重点課題を決めておく必要がある。これには本学の実情を把握して、改善すべき課題を明確に把握し、それらの課題をどこまで行うか目標を定めておかなければならない。すなわち、各期に取り組むべき課題と目標を明確にして活動することが必要である。Pが明確にならなければ、Dははっきりしない。CについてもDのあとのCか、状況が変わったための見直しかが判然とししない。そうであればそのあとのAも不明瞭とならざるを得ない。これまで本学はさまざまな改革を進め、必要の度にそれまでの活動を総括して是非を明らかにし、次の改善を考えてきた。しかしそれがPDCAとなっていないのは、出発点の活動であるPの立て方がPDCAを進めるものに適した形になっていなかったためであるといえる。今後はこの点を留意する必要がある。

4) 自己評価運営委員会の組織的の在り方についてもさまざまな意見がある。それを学部と大学院の両方を含むものとする考えもあり得るが、そのためには教授総会と大学院委員会の役割分担について再整理する必要があるだろう。現在は、全学的な課題は教授総会で取り上げるが、大学院に関することは大学院委員会の課題として、明確に分離されている。しかし双方に関わる課題も増えているのは事実である。双方に関わる委員会を設けるためには、大学院にも関わるが教授総会で取り扱ってよい問題、教授総会と大学院委員会の双方で審議すべき課題などの、取り扱いのルールを定めるべきである。現在の所、明確に教授総会と大学院委員会の双方にまたがる課題を扱う委員会は、教育研究白書編集委員会であるが、これは学長のもとにおかれている。なお、学生生活委員会は、大学院学生の問題も取り扱うが、多くの場合は学部の学生に関わる事柄である。

また教授総会と大学院委員会の双方に関わる委員会を設ける場合、委員をどのように選任するのか、委員長は大学院担当教員に限るのかなどの問題もある。

これまで本学でとってきた考え方としては、自己評価運営委員会は学長のもとにおくのではなく、独立した機関とすることが重要である。それは、執行部に対して第3者機関として位置づけられることになり、その報告等によって執行部の活動をしばるのではなく、執行部の判断を尊重するとともに執行責任を明確にすることができることをねらいとしているからである。

これに対して、認証評価の受審や白書の編集の実務をそれぞれ分担した部署だけにまかせることは適切ではなく、推進組織を学長の下に置く必要がある。これはこれまでの白書編集委員会があたることとし、自己評価運営委員会はそうした活動を第3者として把握しチェックすることを課題とすることとする。

(担当：蔵原委員)